沖縄コンベンションセンターに設置する自動販売機設置事業者公募参加説明書
（売上手数料率競争型）

１ 公募概要

(1) 設置自動販売機の種類

飲料用自動販売機

(2) 設置場所及び設置台数

屋外　ビーチ側　2台（Ｏ－１、Ｏ－２）

屋外　展示場　2台（Ｏ－３、Ｏ－４）

屋外　第4駐車場　2台（Ｏ－５、Ｏ－６）

屋外　第2駐車場　4台（Ｏ－７、Ｏ－８、Ｏ－９、Ｏ－１０）

番号	場所 全て屋外	サイズ（mm）				参考 (H28.4-H29.1までの売本数)
		幅	奥行	高さ	備考	
Ｏ－１	ビーチ側	1,160	730	1,810		4,519
Ｏ－２	ビーチ側	1,160	730	1,810		4,480
Ｏ－３	展示棟外	999	725	1,830	※	6,244
Ｏ－４	展示棟外	1,318	837	1,830	※	8,435
Ｏ－５	第４駐車場	1,160	730	1,810		4,178
Ｏ－６	第４駐車場	1,160	730	1,810		4,313
Ｏ－７	第２駐車場	943	789	1,830		3,317
Ｏ－８	第２駐車場	1,160	730	1,830		4,763
Ｏ－９	第２駐車場	999	737	1,810		2,755
Ｏ－１０	第２駐車場	1,160	730	1,810		2,744

※Ｏ－３とＯ－４に関しては、サイズの変更は可能ですのでＯＣＣまでご相談ください。ただし消費電力にご注意ください。

※サイズに関しては、実際の現場確認をお勧めいたします。

(3) 入札の制限

同じ場所については各事業者１カ所のみの入札とする。

(4) 設置期間

平成２９年４月（設置日により変更）から平成３０年３月３１日まで

ただし、設置期間の満了前であっても、沖縄コンベンションセンター（以下「ＯＣＣ」という。）が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、使用許可を取り消し、原状回復させることがある。

なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができない。

２ 設置及び使用条件

(1) **支払・必要経費**

① 売上手数料

（ア）売上手数料は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額に売上手数料率を乗じた額とする。

（イ）設置事業者は、各月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を、指定した期日までに書面によりＯＣＣに報告すること。

② 土地の使用料金（参考：前年度は１台あたり年間 9,300 円）

※それぞれの面積によって、金額が異なるため決定以降通知する。

③ 光熱水費

自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、ＯＣＣが通知した金額を、指定する期日までに全額納入すること。

なお、電気使用料の額は、設置事業者が設置する子メーター（※）の指示値により計測した電気使用量とＯＣＣが前年に支払った電気料金に基づいた計算した額とする。（平成29年度は1kWh=25.6円を予定、平成28年度は1kWh ＝28.7円）

※子メーターは計量法第16条（使用の制限）に従い検定を受けたもの、有効期限を過ぎていないものとし、設置期間中は有効期限を過ぎないものとする。

④ その他

自動販売機設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。

(2) 商品・維持管理

① 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせる場合は、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第3号）」に記載しＯＣＣに提出すること。

② 販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りのみとし、清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。また、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）の販売は行わないこと。

③ お茶及び水（ミネラルウォーター）をそれぞれ1品目以上販売すること。

④ 使用済容器回収ボックスの設置・容器の回収を行うこと

⑤ 商品構成について、ＯＣＣから指示がある場合は、その指示に従うこと。

⑥ 土日祝祭日の納品要請に応じられること

⑦ 商品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、ＯＣＣの指示に従うこと。

(3) 設置・運営

① 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

② 設置に当たっては、電気設備、自動販売機の搬入及び商品の補充に支障がないか 確認を行うこと。また、ＯＣＣが施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

③ OCC利用者による販売停止などの要望があった場合は誠意をもって対応すること。

④　OCCメンテナンス日（年２～３回８時間程度）及び突発的な停電においての商品の品質管理に注意すること。（メンテナンス日はＯＣＣより随時通知）

⑤　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4)　自動販売機の規格等

①　装飾は公序良俗に反しないものであること。

②　可能な限りユニバーサルデザインであること。

③　転倒防止対策を施すこと。（JIS1規格『自動販売機の据付基準』を満たすこと）

３ 売上手数料率

売上手数料率は、２０．０％以上とする。

４ 販売価格

メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。

５ 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)　地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

(2)　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争 入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3)　県内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。

(4)　自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。

６ 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、一般競争入札により実施する。

この公募に参加を希望する者は、６－(2) の必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関して、ＯＣＣから説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1)スケジュール

公告日：平成２９年３月１７日（金）

入札参加申込受付：平成２９年３月１７日（金）～平成２９年３月２３日（木）

不適合者通知：平成２９年３月２４日（金）

入札日：平成２９年３月２８日（火）

(2)提出書類

提出書類		提出方法	備考
①	入札参加申込書（様式第１号）	23日までにFAX・郵送（必着） 原本は28日持参	
②	売上手数料率見積書（様式第２号）	28日持参	※1、2
③	自動販売機のカタログ	28日までに提出	
④	会社定款の写し	28日までに提出	
⑤	県内の営業所等の一覧表（任意様式）	28日までに提出	

※１　売上手数料率見積書の売上手数料率は20%以上とし、小数点第１位までの記載とする。

※２　売上手数料率見積書（様式第2号）は封筒に入れ、のり付けをして割印をし、表に応募者の所在地及び商号を記載すること。

(3)入札参加申込書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 平成２９年３月１７日（金）から平成２９年３月２３日（木）までの午前９時から午後５時まで（必着）

応募申込書はFAX098-898-2202までFAX、もしくは郵送し、受信・到着の確認を沖縄コンベンションセンターまで電話確認（TEL098-898-3000）をすること。期日までにOCCで確認ができない場合は、いかなる場合でも公募には参加できない。（FAXで送った場合は、原本は~~23日~~28日までに提出すること）

② 提出場所 沖縄コンベンションセンター

〒９０１-２２２４ 宜野湾市真志喜４-３-１

電 話（０９８）８９８－３０００ ＦＡＸ（０９８）８９８－２２０２

③ 提出方法 FAX、持参又は郵便等（必着）

(4)入札参加申込書の審査

① 審査結果の通知

入札参加申込書を提出した者について、提出された書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

当該審査の結果は、不適合の場合のみ、平成２９年３月２４日（金）までに通知する。

7 選 考

(1)　選考日時：平成~~２８~~２９年３月２８日（火）14時より（13時半より受付開始）

(2)　場　　所：沖縄コンベンションセンター　C1会議室

(3)　設置予定事業者の決定方法

ＯＣＣが予定する売上手数料率（20.0%）以上で最高の売上手数料率をもって見積をした者を設置予定事業者とする。入札は1回限りとする。　また、応募者が１名の場合でも選考を行う。　（記載する売上手数料率は小数点第1位までしか認めない）

(4)　ＯＣＣが予定する売上手数料率以上での見積がない場合は、条件等を見直しの上、

１年以内を目処に再度の公募を行う。

(5)　くじ引きによる決定方法

同率の見積をした者が２者以上あるときは、当該参加者立ち会いのもと、くじにより設置事業者を決定することとする。

(6)　参加者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(7)　設置事業者の決定

設置予定事業者を決定したときは、参加者全員に決定した設置予定事業者名及び売上手数料率を通知する。

(8)　設置事業者に決定した後でも、提出した文書に不備、もしくは虚偽が発見された場合は設置事業者の決定の通知を取り消し、次点の応募者に設置事業者を変更する。

(9)　同一の場所につき１ヵ所しか入札参加できない。２ヵ所以上入札参加した場合はどちらも無効とする。

８ 選考の無効

次の売上手数料率の見積は無効とする。

(1)　公募に参加できる資格のない者の提出した見積

(2)　公告および公募参加説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積

(3)　談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積

(4)　ＦＡＸ又は電子メールによる見積

(5)　記名押印のない見積

(6)　見積書記載の率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積

(7)　同一場所につき２カ所以上見積をしたもの

(8)　同一人が同一事項について２以上の見積をしたもの

９ 設置予定事業者の手続き

契約保証金 免除する。

１０ 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償をＯＣＣに請求することはできない。

１１ 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

(1)　正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合

(2)　設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合

(3)　ＯＣＣに対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合

(4)　契約に違反した場合